

## 「神戸大学響友会・会則」

- 第一条（名称） 本会は神戸大学響友会と称する。
- 第二条（事務所） 本会の事務所は神戸大学交響楽団内に置く。また別に東京支部を置くことが出来る。
- 第三条（目的） 本会は会員相互の親睦を図り、神戸大学交響楽団の音楽活動に協力し、かつこれを援助する事を目的とする。
- 第四条（会員） 本会の会員は過去に神戸大学交響楽団およびこれに関連する音楽団体に在籍した者とする。
- 第五条（組織と運営） 本会は前条で定められた会員で構成され、会員総会（以下「総会」と言う）とスタッフ会議によって運営される。総会は年 1 回開く。総会は本会運営の意思決定をするとともに、会員親睦の機会とする。スタッフ会議は総会で定められた方針に従い、本会を具体的に運営する。なお、特別の場合には、会長が臨時総会開催を召集できる。
- 第六条（スタッフとスタッフ会議）
- ① 本会を円滑に運営するため、下記スタッフを置く。スタッフは総会で選出（承認）され、各々の職務を分担する（細則 1）。なお、総会決議により、名誉会長ならびに顧問を置くことが出来る（細則 2）。

会長	1 名
副会長	2 名
会計監査人	1 名
スタッフ	若干名
  - ② スタッフ会議は、原則として会長・副会長・スタッフ・会計監査人で構成される。総会後に開催されるスタッフ会議では、総会の方針に従った具体的方策を決定すると共にスタッフの職務分担を決める。（細則 3）
  - ③ 臨時スタッフ会議は必要に応じ、会長がその都度召集する。
- 第七条（スタッフの任期） 本会スタッフの任期は 3 年とし、再任を妨げない。
- 第八条（決議） 総会の決議は出席会員の過半数の賛否によって決定される。  
スタッフ会議の決議は出席スタッフの過半数の賛否によって決定される。  
ただし、委任状または代理人をもって出席に代えることが出来る。
- 第九条（会計）
- ① 本会の経費は会員から拠出される年会費及びその他収入により賄う。
  - ② 年会費は会員 1 口 5000 円とする。
  - ③ 会計年度は「その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで」とする。
- 第十条（会則の変更） 会則の変更は総会で決定する。
- 付記 本規約は 2011 年 5 月 21 日より発効する。

## 「神戸大学響友会会則・細則」

- 細則 1. 理事の職務について以下の通り定める。
- ① 会長 本会を代表し、会務全般を総括する。
  - ② 副会長 会長を補佐し、必要に応じて、会長を代行する。
  - ③ 会計監査 本会の会計処理全般につき適宜監査し、年決算報告書を監査・作成する。
  - ④ スタッフ 事務局・会計・広報・名簿管理・東京支部、及び各種行事・会合の職務を分担する。
- 細則 2. 名誉会長 永年会長職をつとめた会員に称号として贈る。  
顧問 特に本会の運営に必要とする方を顧問として迎えることが出来る。
- 細則 3. 行事 各種行事は本会の慣行・慣例に従って行い、行事の趣旨に則り創意工夫して、意義あるものにする様に努める。

(以上、平成 23 年 5 月 21 日、神戸大学講堂における総会で承認された)